

明治時代の公立医学校廃止の

顛末（その二）

西川 溟 八

茨城医学校がやはり軌を一にしている。石島弘著「茨城県医事史（明治前期編）」によれば、中山信安知事の方針が実現し、明治十二年九月二十日に生徒二五名を入学させて、同月二五日に開校式をあげている。県立茨城病院を母体として発足し、医学校長兼教頭は病院長松岡勇記であった。松岡勇記は天保五年（一八三九）東京府芝区明舟町に生まれ、長州萩城下に開業していた松岡良哉の養子となり、後に安政三年（一八五六）大阪緒方洪庵の適塾に入門、その後ボンペ・メーデルフォルト及び松本良順にも師事した。そして長州藩医学館（好生堂）の舎長をしている。明治十一年（一八七八）茨城県立病院を院長として開院し、翌年医学校設置に際し学校長となったわけである。

このほか主な教職員として、長谷川順次郎、大塚泰吉、

鈴木 恵、鈴木鍊平、栗崎隆輔らが奉職している。

茨城医学校は乙種医学校としての教則を定め、修業年限は三ヶ年半、大学期に分けて教育した。開校以来七カ年で入学者は二〇九名に達し、明治十八年十二月に一〇九名が在籍している。したがって一〇〇名が卒業しているべきであるのに、二六名が卒業しているに過ぎなかった。七四名、つまり $\frac{3}{4}$ は中途退学である。二六名の卒業生のうち七名は医学校において教育などに従事し、十一名は帰村して開業している。他の七名は甲種学校ができるのを待って甲種の学科を学習していた。

明治十九年、医学校設置に熱心であった知事はすでに更迭され、新しい知事のもとに県議会が開かれ、数次にわたる医学校の存否について議論があったが辛うじて存続してきた。ところが従来乙種医学校を甲種学校に昇格しようとした計画が不認可となり、一層廃校論が強くなって、東大別課生制度廃止にも拘らず、明治十九年十二月九日の議会で廃止と決定してしまった。

著者は本校の卒業者が茨城県の医療の中心的存在として明治後半期より大正時代にかけて活躍した実例をあげて高

く医学校を評価している。

つぎに山形県済生館について、小形利吉著「まぼろしの医学校——山形済生館医学校のあゆみ——」より摘記させて頂きたい。県令三島通庸は積極的に医学校の充実を図り、ようやく明治十三年三月に組織・機構を改革して医学生教育に当るようになった。館長は筒井明俊で、医局長兼薬局長心得が長谷川元良、館医兼教員は服部済、三橋久誠、河原有紀、田原泰治らで、ほかに館医が四名、産婆教授一名、吏員ほか十五名をもって構成されていた。その後、明治十六年十月済生館医兼医学校長として遠山椿吉が東京大学医学部別課を卒業して就任して廃校に至るまで勤めた。そして、山形県医学校と改称して医学校通則に則った乙種医学校に認可されたのは明治十八年一月で、その当時の教員は、館長が木脇良、医局長黒沢鼎、医学寮教授掛兼薬局長村山文雄で、館医兼医学校教授掛四名、館医三名、館医補四名であった。その後東京大学医学部別課を卒業した穂積孝春、土佐林豊一らが採用されている。医学生は明治十九年に八名中六名が医術開業試験に合格。翌二十年六月には前期試験三名、後期試験に一名が合格してい

る。

木脇良が済生館を去った後、栗本庸勝、鳥居春洋の医学士二名を迎えて済生館や医学校の充実を図ったが、勅令により「府県立医学校費用は明治二一年以降地方税をもって支弁することを禁ず」ることとなり、山形県医学校も明治二一年三月三十一日限り廃止と決定された。

秋田県立医学校について、秋田県医師会史（石田秀一著）より摘記させて頂きたい。その設置は明治八年一月一八日で乙種医学校で、公立秋田病院を附属病院として教育が行なわれた。さらに明治十六年八月十五日に甲種医学校として発足した。

秋田県立医学校の廃止は、既述の明治二〇年一〇月の勅令により、地方税で県立医学校の費用を支弁することを禁ぜられたことによる。これによって県令以下全力を尽して医学校の存続に努力したが、県議会の従来からの反対もあって、屈服したというのが実情であろう。

（日本大学医学部公衆衛生学教室）